

【用紙版】宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査記録カード取扱要項

宮城県教育庁保健体育安全課

1 趣旨

体力・運動能力の向上には児童生徒一人一人の取組が重要である。そこで、毎年実施している体力・運動能力調査の結果について、小・中学校及び高等学校の12年間にわたり、毎年体力・運動能力調査を実施してその結果を継続的に記録し、グラフを作成することができる記録カードを使用する。このことにより、自分の体力・運動能力の現状に関心を持ち、自らその向上に取り組む意欲を育てるための手だてとする。

2 取扱方法

〔基本的には下記のとおり取り扱うこととするが、各校の実態に応じて適切に対応してよい。〕

(1) 記入方法

- ア 記入は小学校低・中学年については、保護者と児童と一緒に記入することとし、小学校高学年以上は自分で記入する。
- イ 最初に鉛筆で下書きをした後、黒色の油性ボールペンを用いて清書する。グラフの線は定規をあてて記入する。
- ウ カードの記入は、体力・運動能力調査が終了した後に、体力・運動能力調査の際に使用した記録票等から転記する。（保管状態を良くするため、測定場所では記入しない。）

(2) 保管について

- ア カードの記載内容は個人情報となるので、学校で回収した場合は施錠できる安全な場所に保管する。
- イ 小学校低・中学年にあっては、体力・運動能力調査の結果と記録カードを児童に持たせ、各家庭でグラフを作成する。
- ウ 小学校高学年以上については、自分でカードに記入し、家庭での確認後、保管する。

(3) 記入する時間

- ア 小学校低・中学年にあっては、各家庭で記入する。
- イ 小学校高学年以上については、朝の会、帰りの会等の学級の時間等に記入する。

3 配布方法

記録カードの様式は宮城県 HP からダウンロードして印刷して配布する。[記録カード様式（用紙版）](#)

4 その他

- (1) このカードは宮城県及び各市町村の個人情報保護条例に基づき取り扱う。
- (2) カードの導入の趣旨から、全項目を継続的に記入することが望ましいが、身長や体重等について児童生徒が記入を望まない場合はそれを妨げない。
- (3) 卒業時に記録カードを児童生徒に返却する。